

「いわて若者カフェ」企画・運営等業務

企画提案審査要領

令和 6 年 2 月
岩 手 県

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和6年度『いわて若者カフェ』企画・運営等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画競争の審査は、『いわて若者カフェ』企画・運営等業務 企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

配点は、100点満点とし、審査項目及び配点は次のとおりとする。

審査項目
<p>(1) コンセプト（提案全般）【10点】</p> <p>ア 本事業の趣旨をよく理解しており、基本的考え方、仕様内容等に沿った提案であるか。</p> <p>イ 各業務の効果が上手く連動するよう工夫されているか。</p>
<p>(2) 業務体制【10点】</p> <p>サポートスタッフの配置を含め、提案内容を含む「いわて若者カフェ」の多様な業務を確実に履行でき、進行管理を行うことができる人員・組織体制を構築しているか。</p>
<p>(3) 業務内容に係る企画【70点】</p> <p>ア 若者カフェ施設利用率の向上（5点）</p> <p>利用者にとって快適な環境を維持・向上する取組や若者の利用を増やすための工夫等の提案がなされているか。</p> <p>イ 若者からの相談対応・イベント開催（若者カフェ・県央部）（15点）</p> <p>（ア）カフェマスターとして、若者の活躍を支援できる人材の提案がなされているか。</p> <p>（イ）地域課題等に取り組む人材の育成に資する内容のイベントの企画や参加者の満足度に繋がる工夫が盛り込まれた提案がなされているか。</p> <p>ウ 連携拠点のコーディネート（15点）</p> <p>各地域でNPOや地域おこし協力隊等と連携しながら、相談対応や満足度の高いイベント実施等により若者の活躍を支援できるカフェマスターと若者が相談等に訪れやすい連携拠点の提案がなされているか。</p> <p>エ 県内全域のネットワーク構築（10点）</p> <p>各連携拠点、カフェマスター及び地域のNPOと協働するなど、県内全域での若者活躍支援関係者のネットワーク構築に資する取組の提案がなされているか。</p> <p>オ 補助金の伴走支援（10点）</p> <p>補助事業の採択団体とカフェマスターのマッチング等、伴走支援に対応する体制や仕組みの提案がなされているか。</p> <p>カ 情報発信（15点）</p> <p>（ア）「若者活躍情報誌」の制作について、若者が活動できる場所や団体などの有用な情報</p>

審査項目
<p>を盛り込むほか、若者に情報を届ける工夫等により、認知度向上が期待できる提案がなされているか。</p> <p>(イ) 特集企画(「いわてつがく」)について、取材予定者や取材内容について、活動分野、活動地域等に偏りがないよう配慮するとともに、連携拠点の紹介について効果的な情報発信になるような工夫のある提案がなされているか。</p> <p>(ウ) コネクサスが若者に認知され、活用されるような周知方法についての提案や各SNSアカウントの特性を踏まえた上で、若者に向けて効果的な情報発信になるように工夫された提案がなされているか。</p>
<p>(4) 自由提案【5点】</p> <p>費用・人員・スケジュール等、業務遂行能力上、現実的かつ本業務の効果を高める提案となっているか</p>
<p>(5) 見積書【5点】</p> <p>積算内訳や単価等は妥当であり、業務内容と整合性があるか。</p>

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションについて、上記「2 審査項目及び配点」の個別の審査項目ごとに評価及び評点を行う。
- (3) (2)の評点の合計に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点(1位-5点、2位-3点、3位-1点)をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告する。
 なお、総得点と同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合意の上、順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。
- (5) 委員会は、本業務を実施するにふさわしくないと認められる企画提案がある場合(著しく仕様を逸脱している場合など)は、その旨の評価を付して県に報告するものとする。
- (6) 委員会は、順位等を決定するに当たり、本業務の執行に関する意見を付すことができる。